

公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター会員の入退会及び会費に関する規則

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下「この法人」という。）定款第6条から第10条及び第42条の規定に基づき、この法人の会員の入退会及び会費等に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定及びこの法人の財務基盤の確保を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人・団体とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は法人・団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人又は法人・団体

(入会手続)

第3条 この法人へ入会しようとするものは、次に定める書類をこの法人へ提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 入会申込書（別記様式第1号）
- (2) 個人または事業所（団体）の事業概要書（別記様式第2号）
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) 定款及び登記事項証明書（個人にあつては経歴書及び住民票）
- (5) その他理事長が特に必要と認めるもの

2 この法人への入会の可否は次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人若しくは被補助人でないこと
- (2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる個人又は法人・団体であること

3 やむを得ない理由により理事会を開くことができない場合は、定款第32条第2項で規定する理事全員の書面又は電磁的記録による意思表示をもって、前項に掲げる決定があったものとみなす。

4 理事長は理事会において入会の可否を決定したときは、入会承認通知書または入会不承認通知書（別記様式第4号）により入会申込者に通知しなければならない。

5 理事長は入会を決定した場合は、決定後初めて開催される総会において報告するものとする。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（別記様式第5号）に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報は、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 定款第7条に規定する会費の額は、正会員又は賛助会員にかかわらず1口を単位とし、1口を20,000円とする。

2 正会員は、入会時に申し込んだ口数に相当する会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第6条 前条に定める会費は、毎事業年度における合計額のうち理事会で定めた額を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(会費の納入等)

第7条 会員は、指定された日までにこの法人所定の方法により会費を納入しなければならない。

2 会員が既に納入した会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(変更届)

第8条 会員は、入会申込書の申込者名、住所及び代表者等に変更が生じたときは、速やかに変更届（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届（別記様式第7号）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 理事長は定款第9条及び第10条の規定により除名又は会員資格の喪失を決定したときは、除名決定通知書又は会員資格喪失決定通知書（別記様式第8号）により当該会員に通知し、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

4 会員が資格喪失又は経営困難等の理由により退会する場合で、会費を納入することが極めて困難であると認められる場合、理事長はこれを減免することができる。

(再入会)

第10条 過去にこの法人の会員であった者（定款第10条に定める会員資格の喪失者にあつては、資格喪失後5年以上経過している場合）で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。ただし、第5条第1項の会費を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

(別表)

年度中途入会会員の会費

会 員 登 録 月	会 費 (一口あたり)
4月から6月	20,000円
7月から9月	15,000円
10月から12月	10,000円
1月から3月	5,000円